

地方公共団体実行計画等に係る委員からの御質問への回答

平成27年3月30日
環 境 省

本年3月5日に開催されました中環審・産構審合同専門家会合（第5回）において委員の皆様から頂いた御指摘・御質問につきまして、時間の関係でお答えできなかった部分を含め、改めて文書にて回答を提出させていただきます。

① 各地方公共団体における地方公共団体実行計画フォローアップ状況の把握について

(回答)

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）においては、地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）に基づく取組状況の公表が義務付けられています。

環境省においても、毎年度、地球温暖化対策推進法の施行状況調査において、実行計画のフォローアップ状況（頻度、方法、体制及び公表方法）についても把握し、公表しています。

例えば、平成25年10月時点での調査では、実行計画を策定している特例市以上の地方公共団体のうち約9割が、毎年又は定期的に状況確認をしています。また、そのうち、フォローアップの対象（複数回答可）については、「区域内の総排出量の変化」が96.7%、「設定した目標の達成状況」が68.3%、「施策の進捗状況等」が66.7%となっています。

② 電力等の温室効果ガス排出係数によらず努力分が反映されるような実行計画策定の工夫について

(回答)

御指摘のとおり、外的要因による温室効果ガス排出係数の増減が、地方公共団体にとって地方公共団体計画の策定・フォローアップ等の際の課題となっていると認識しております。

このため、平成26年3月に発出した『地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き』（以下「手引き」という。）においては、以下の観点を踏まえ、次善の目標設定・計画管理手法として、温室効果ガスの総量目標に代えて（又は加えて）、最終エネルギー消費量の削減量や部門・分野別目標、事業量目標（設備容量ベースでの太陽光発電導入目標等）及び温室効果ガス排出原単位目標等を設定することを示しています。

- ・温室効果ガス総量目標の設定の目安になる新目標（現時点での国の 2020 年目標）については、電力の温室効果ガス排出係数の見通しが立たないため、2012 年度の温室効果ガス排出原単位を用いて試算を行った上で、一定の温室効果ガス排出原単位の改善を見込んでいること、
- ・地方公共団体が実行計画を進捗管理する際、温室効果ガス削減量の把握には、概ね 3 年程度を要すること、
- ・把握した温室効果ガス削減量と目標との比較を行うためには、温室効果ガス排出原単位の換算を行う必要があり、按分法で現状把握を行う市町村は比較を行うことが困難であること。

③ 実行計画の改定の推進が必要であるという御指摘について

(回答)

平成 25 年 10 月の施行状況調査によると、地球温暖化対策推進法上で実行計画の策定が義務付けられている特例市以上の地方公共団体 149 団体のうち、8 団体が策定済みの実行計画の計画期間を終了している状況です。

御指摘のとおり、地球温暖化対策の切れ目ない推進のためには、地方公共団体における対策の総合的かつ計画的な策定・実施が必要と考えております。

このため、環境省においては、地球温暖化対策計画が策定されていない現時点においても実行計画の策定・改定を行うよう通知（平成 26 年 2 月 19 日総合環境政策局通知）しました。併せて、前述のとおり手引きを発出し、現時点での国の 2020 年目標について解説するとともに、電力等の温室効果ガス排出係数の将来見込みが不明である等の現状を踏まえた、前述の目標設定・計画管理手法等を示しました。

また、本年 3 月 5 日の合同専門家会合（第 5 回）でも御紹介しましたとおり、グリーンプラン・パートナーシップ事業（地方公共団体に対して、実行計画以上の事業の実現に必要な設備導入等を支援するもの）や地方公共団体職員向け研修等の支援事業を通じ、実行計画の策定・改定を推進しているところです。

④ 地方公共団体実行計画につき、定量的な目標に基づく PDCA サイクルを国として回すことが重要ではないかという御指摘・御質問につきまして

(回答)

定量的な目標設定や PDCA サイクルが重要であることについては御指摘のとおりと考えており、前述の手引きにおいても、定量的な目標の設定及びその達成状況の把握について、手法やスケジュールの例を提示しています。環境省としても、地球温暖化対策推進法の施行状況調査を通じて取組状況等の把握を毎年度行っております。

他方で、住民や事業者等の幅広い主体からの温室効果ガス排出に係るデータ

を網羅的に把握する仕組みがない中、国として前述の手引き等で一定のガイドラインは示しつつも、温室効果ガス排出量の推計作業については、各地方公共団体が独自に工夫を凝らして実施しています。

このため、地方公共団体間での比較や全国的な集計を目的とした、全国一律の方法によるPDCAを実施することは、大変困難であると考えております。

また、この推計作業には多大な労力を要するため、作業の対象を各地方公共団体が効率的に定量化できる施策を選定して作業対象を絞り込むことや、二酸化炭素排出量ではなく対策の実施量でフォローアップを実施することを推奨する等の工夫が必要と考えています。

**⑤ グリーンプラン・パートナーシップ事業実施による二酸化炭素削減効果につ
きまして**

(回答)

グリーンプラン・パートナーシップ事業につきましては、平成26年度に新規事業として開始いたしました。事業実施主体たる地方公共団体が提出した二酸化炭素排出削減見込み量は、約21,700t-CO₂（事業終了時点での単年度の削減量）となっています。

ただし、この値は、事業による設備導入を通じた直接的な削減効果のみを推計したものです。本事業では、事業実施主体たる地方公共団体が事業実施地域内で同様の設備の普及に取り組むことを条件にしているため、長期的には、直接的な削減効果に止まらず、更なる効果が上がることを想定しております。

**⑥ 単発の補助で終わるのではなく良いものは継続的に支援する考え方が大事
であり、継続的に運用するためのソフト面のフォローアップが必要であるとい
う御指摘につきまして**

(回答)

御指摘のとおり、継続的な支援やフォローアップは重要と考えております。

例えば、「補助事業の継続活用を目指して次の応募の準備をしているうちに、公募期間を逃してしまうことがある」といった声も聞かれます。

また、他の地方公共団体における事業のグッドプラクティスをモデルとして取り入れようとする地方公共団体に対しては、地方公共団体職員向け研修やグリーンプラン・パートナーシップ事業の事例発表会等を通じて情報共有を行っているところですが、まだ不十分な面があるとも考えられます。

このような背景から、支援先への継続的なフォローアップが必要と認識しており、御指摘を踏まえて何らかの施策の改善を図っていく考えです。

以上